

令和3年度 初山別村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (3年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 元年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
2年度	1,125	2,953,429	24,942	436,552	14.8	17.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

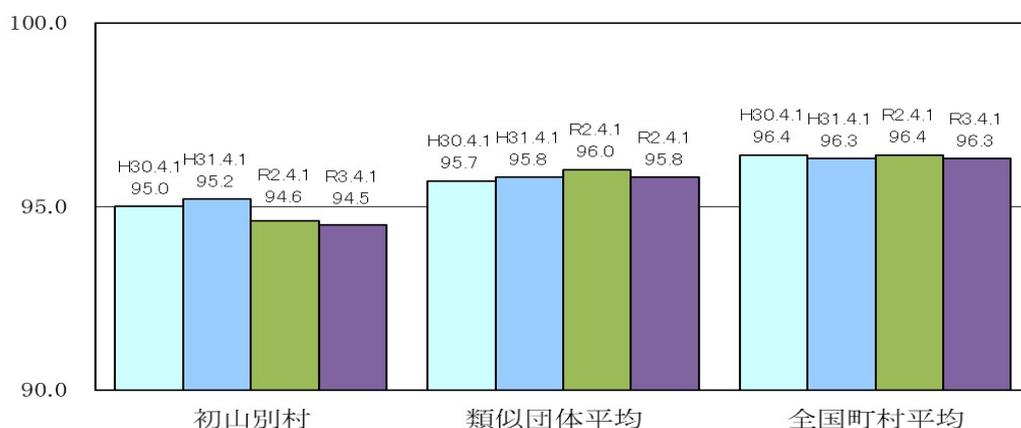
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費 B / A	(参考) 類似団体平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
2年度	人 40	千円 140,973	千円 17,746	千円 55,921	千円 214,640	千円 5,366	千円 5,370

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。) ※初山別村は、国の基準においても地域手当は支給されない地域であり、補正前及び補正後の数値は同数となるため、記載を省略しています。

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況 ～ 該当なし（人事委員会を設置していないため）

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については引き下げなし。その他の層は、激変緩和のため3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

② 地域手当の見直し ～ 該当なし

③ その他の見直し内容～ 管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項 [特になし]

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（3年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
初山別村	43.2歳	299,500円	325,594円	329,272円
北海道	42.9歳	319,400円	388,468円	361,537円
国	43.0歳	325,827円	—	407,153円
類似団体	40.8歳	294,552円	336,876円	323,491円

(注) 1 「平均給料月額」とは、3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（3年4月1日現在）

区分		初山別村	北海道	国
一般行政職	大学卒	182,200円	182,200円	182,200円
	高校卒	150,600円	150,600円	150,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（3年4月1日現在）

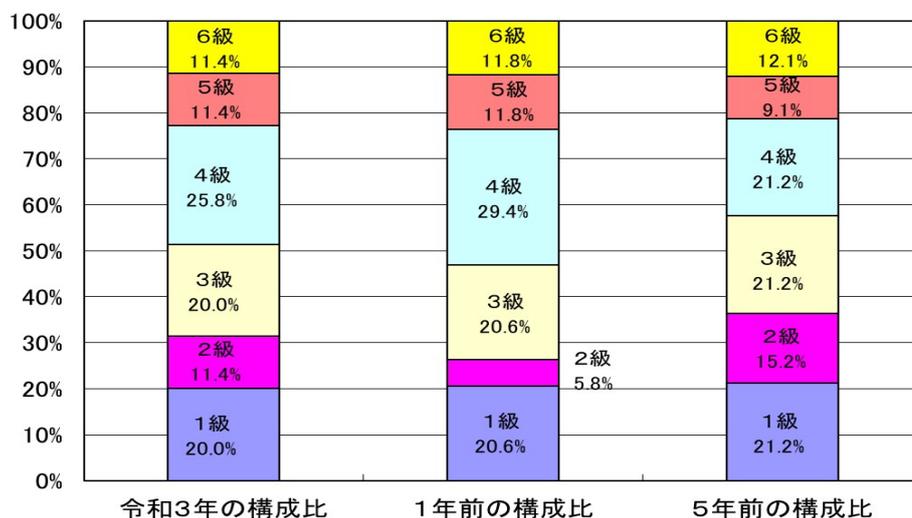
区分		経験年数10年以上 15年未満	経験年数15年以上 20年未満	経験年数20年以上 25年未満	経験年数25年以上 30年未満
一般行政職	大学卒	260,000円	290,700円	373,000円	366,900円
	高校卒	—	278,800円	303,900円	354,900円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

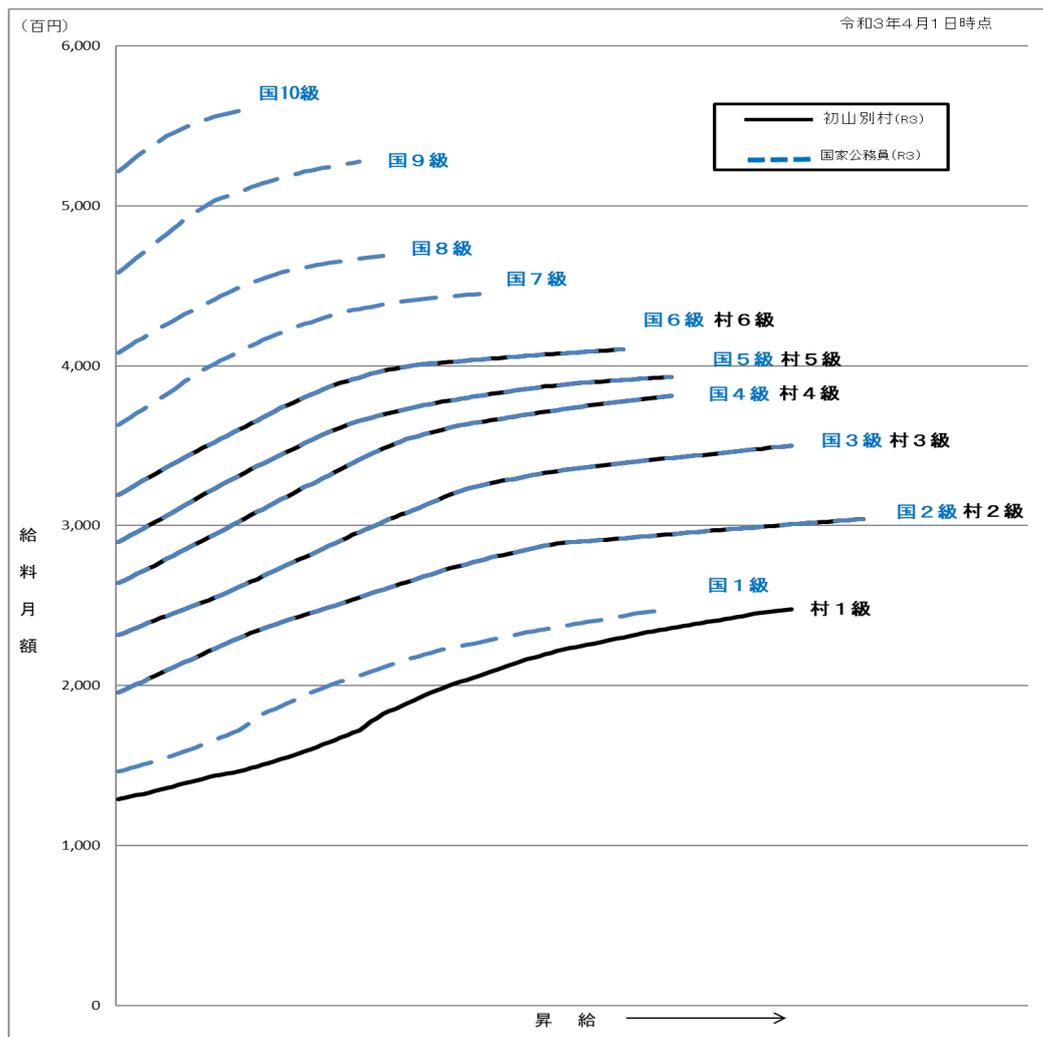
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	1 主事補及び技師補の職務 2 主事、技師、保健師、保育士、理学療法士、看護師、運転技術員及び公務補の職務（主事等）	7人	20.0%	128,900円	247,600円
2級	1 主任、技術主任、主任保健師、主任保育士、主任看護師、主任理学療法士及び社会教育主事の職務（主任等） 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事等の職務	4人	11.4%	195,500円	304,200円
3級	1 係長、保健師長、保育士長、看護師長、理学療法士長、主任社会教育主事及び技師長の職務（係長等）	7人	20.0%	231,500円	350,000円
4級	1 課長、室長、議会事務局長、農業委員会事務局長、教育委員会次長及び主任技師の職務（課長等） 2 主幹の職務 3 特に困難な業務を処理する係長等の職務	9人	25.8%	264,200円	381,000円
5級	1 困難な業務を処理する課長等の職務 2 困難な業務を処理する主幹の職務	4人	11.4%	289,700円	393,000円
6級	1 特に困難な業務を処理する課長等の職務	4人	11.4%	319,200円	410,200円

(注) 1 初山別村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

初山別村	北海道	国
1人当たり平均支給額（2年度） 1,404 千円	1人当たり平均支給額（2年度） 1,648 千円	—
(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（3年4月1日現在）

初山別村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2%～45%加算			定年前早期退職特例措置 2%～45%加算		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
千円 19,012 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 ～ 該当なし

(4) 特殊勤務手当（3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		108 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		36,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）		0.07 %		
手当の種類（手当数）		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (2年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税務職手当	村税事務に従事した職員	村税事務	108 千円	月額 3,000円
伝染病防疫作業手当	伝染病患者等及び伝染病菌を有する家畜等に対する防疫作業に従事した職員	伝染病患者若しくは伝染病の疑いのある患者の救護若しくは伝染病菌の付着若しくは付着の棄権がある物件の処理作業又は伝染病菌を有する家畜若しくは伝染病菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業	0 千円	日額 500円
死体処理手当	死体処理作業に従事した職員	行路死亡人、水死体等の死体の処理作業	0 千円	日額 2,000円
社会教育指導手当	社会教育主事派遣規則（北海道教育委員会規則）に基づく派遣社会教育主事	社会教育主事派遣規則（北海道教育委員会規則）に基づく派遣社会教育主事業務	0 千円	月額71,000円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	2,451 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	73 千円
支給実績（令和元年度決算）	6,044 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	189 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給 (1)配偶者 月額 6,500円 (2)子 月額 10,000円 (3)父母等 月額 6,500円 ・満16歳～満22歳の子がいる場合、1人につき5,000円を加算	同じ		千円 5,200	円 226,087
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員又はその所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるもの (1)借家等の場合 月額 28,000円を限度に支給 (2)所有する住宅の場合 月額 2,500円を支給	異なる	支給要件 (国) 持家に対するの 支給なし	千円 3,078	円 118,385

通勤手当	片道2km以上の距離を、交通機関又は有料の道路を利用してその運賃又は料金を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給 (1) 交通機関等の利用者には月額55,000円を限度に運賃相当額を支給 (2) 自動車等の使用者には使用距離に応じて月額2,000円～31,600円の範囲で支給	同じ		千円 216	円 72,000
管理職手当	管理監督の職にある管理職員に支給 (1) 課長等 給料月額の8% (2) 主幹等 給料月額の6%	異なる	支給率	千円 3,293	円 365,889
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、住居を移転し、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況する職員に対し支給 (1) 月額 30,000円 (2) 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離に応じ、8,000円～70,000円の加算	同じ		千円 0	円 0
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給として支給 (1) 支給額=1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ		千円 0	円 0
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 (1) 支給額=1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		千円 0	円 0
宿日直手当	休日及び休暇日並びに国、道又は村の行事の行われる日等で、庁舎設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁舎内の監視のため勤務した職員に支給 (1) 日直 全日 4,200円(勤務時間が5時間未満の場合は2,100円) (2) 宿直 4,200円	異なる	支給額 (国) 勤務の態様に 応じ勤務1回につき4,400円～21,000円を支給	千円 0	円 0

寒冷地手当	北海道内に勤務し、11月から3月までの各月の初日に在勤する職員に対し支給 (1)扶養親族のある世帯主である職員には月額 23,360円を支給 (2)その他の世帯主である職員には月額 13,060円を支給 (3)その他の職員には月額 8,800円を支給	同じ ※地域区分2級地に該当		千円 3,382	円 80,524
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日等若しくは週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した主幹職以上の職員に対し支給 (1)週休日等 1回 6,000円～9,000円 (2)週休日以外午前0時～午前5時 1回 3,000円	同じ		千円 18	円 6,000

5 特別職の報酬等の状況（3年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	村 長	714,000 円 (714,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 828,000円/498,000円	
	副 村 長	612,000 円 (612,000 円)	667,000円/457,000円	
報 酬	議 長	235,000 円 (235,000 円)	318,000円/186,300円	
	副 議 長	200,000 円 (200,000 円)	265,000円/129,600円	
	議 員	170,000 円 (170,000 円)	257,000円/109,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(3年度支給割合) 4.45 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(3年度支給割合) 4.45 月分		
手 退 職 手 当	村 長 副 村 長	(算定方式) 給料月額×在職年数×5.126 給料月額×在職年数×3.234	(1期の手当額) 14,640千円 7,917千円	(支給時期) 任期ごと 任期ごと

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、3年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

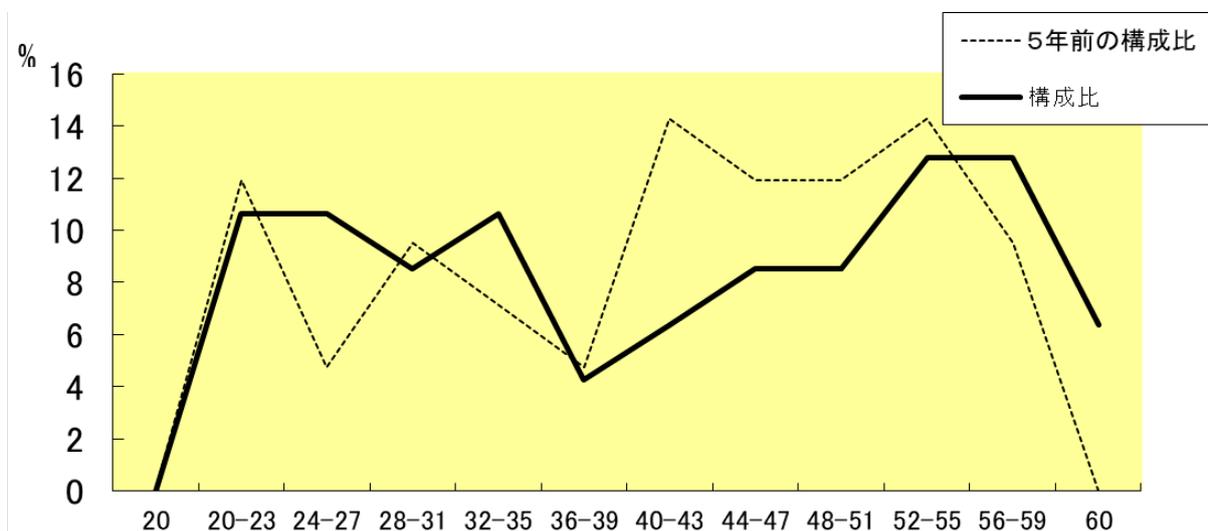
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 数 増 減 年 数	主 な 増 減 理 由	
		令和3年	令和2年			
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議 会	1	1	0	配置換えによる1名増 職員採用による2名増
		総 務	14	13	1	
		税 務	3	3	0	
		農 林 水 産	6	6	0	
土 木		2	2	0		
民 生		8	7	1		
衛 生	3	2	1			
	計	37	34	3	配置換えによる1名増 職員採用による2名増 <参考> 人口1万人当たりの職員数 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 196.56人)	
	教育部門	5	6	△1	配置換えによる1名減	
	小 計	42	40	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 231.73人)	
公 営 企 業 等	水 道 下 水 道 そ の 他	水 道	1	1	0	
		下 水 道	1	1	0	
		そ の 他	3	3	0	
	小 計	5	5	0		
合 計		47 [50]	45 [50]	0		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (3年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以 上	計
職員数	0 人	5 人	5 人	4 人	5 人	2 人	3 人	4 人	4 人	6 人	6 人	3 人	47 人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	28 年	29 年	30 年	31 年	2 年	3 年	過去 5 年間 の増減数(率)
一 般 行 政	32	32	34	35	34	37	5 (15.6)
教 育	5	5	5	5	6	5	0 (0)
普 通 会 計 計	37	37	39	40	40	42	5 (15.6)
公 営 企 業 等 会 計 計	5	5	5	5	5	5	0 (0)
総 合 計	42	42	44	45	45	47	5 (15.6)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。